

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和元年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市立八幡母子寮

施設内容：①施設概要

敷地面積 (2,900.39 m²)、延床面積 (3,452.67 m²)

母子室55室、緊急一時保護室5室、学習室、集会室、保育室、相談室、静養室、事務室、宿直室等、駐車場

②事業内容

入所者の自立支援に関する業務（生活指導、就労指導、相談援助、健全育成）、退所者の相談援助、緊急一時保護事業、施設の管理に関する業務（庶務事務、維持管理業務）、その他の業務（事業計画等）

(2) 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：社会福祉法人八幡民生事業協会

所在地：北九州市八幡東区尾倉3丁目4番36号

主な業務内容：母子生活支援施設1か所、放課後児童クラブ2か所の管理・運營業務、駐車場の経営

2 指定の経緯

令和元年	8月13日～8月21日	募集要項配布
令和元年	8月21日	説明会の開催
令和元年	9月2日～9月17日	申請書及び事業計画書の受付
令和元年	10月1日	指定管理者検討会（ヒアリング）
令和元年	10月	指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

社会福祉法人等の団体で、本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

(2) 応募状況

説明会参加：1 団体

応募件数：1 団体（社会福祉法人八幡民生事業協会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・〔学識経験者〕 文屋 典子（西南女学院大学講師）
- ・〔有識者・婦人代表〕 平位 和子（北九州市母子寡婦福祉会顧問）
- ・〔有識者・市民代表〕 松尾 まゆみ（北九州市民生委員児童委員協議会
主任児童委員部会長）
- ・〔会計・経営分野〕 松木 摩耶子（松木公認会計士税理士事務所
公認会計士・税理士）

5 選定基準等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	(2) 利用者の満足度
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
	③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
	④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
	⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	
①	指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	
①	収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
②	経費の配分は適切であるか。
③	積算根拠は明確であるか。
④	再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	
(5) 管理運営体制など	
①	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
②	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	
①	施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
②	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
③	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル				検討会 審査結果	得点
			構成員					
			A	B	C	D		
社会福祉法人 八幡民生事業協会	1 指定管理者としての適性							
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	5	4	4	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	4	4	3	4	4
	(3) 実績や経験など	5	5	4	4	4	4	4
	2 管理運営計画の適確性							
	【有効性】							
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	25	4	4	4	4	4	20
	(2) 利用者の満足度	10	4	4	4	4	4	8
	【効率性】							
	(3) 指定管理料及び収入	10	4	4	4	4	4	8
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	4	5	4	4	4	8
	【適正性】							
	(5) 管理運営体制など	15	4	4	4	4	4	12
(6) 平等利用、安全対策、 危機管理体制など	15	4	4	4	4	4	12	
合計	100	82	82	80	79	—	80	
地元団体に対する優遇措置（5点）							85	

(2) 検討会における主な意見

- ・八幡母子寮のような充実した施設で、母親が子どもを育てながら、自立に向けて仕事を見つけて生活していくのは、本当に心身のためにいいことだと思う。
- ・八幡母子寮に限った話ではないが、入所者数が減少傾向にあることは課題であり、できる範囲で今後もPRをしてもらいたい。
- ・現在、預かり保育を実施しているとのことだが、母親が病気の時などは、子どもの面倒を見るなどの支援をしっかりとお願いしたい。
- ・子どもが元気に生活できていれば、それだけで母親は安心できる。すぎる思いで母子寮にたどり着いた人と信頼関係を築きながら支援するにあたり、様々な苦勞をしながら長年にわたって運営している思いが伝わってきた。

(3) 検討会における検討結果

応募団体の提案から、長年の取組みにもとづく、安心感や安定感を感じるとともに、真に支援を必要としている母子家庭が入所して自立できるよう真摯に取り組んでいることが分かった。

その一方、今後の施設運営を見据えると、配置人員の高齢化、入所者の減少等の課題もあるが、母子家庭が安心して生活することができる施設にしたいという応募団体の思いは、高く評価できる。

以上のことから、応募団体について検討会で審査した結果、適性・有効性・効率性・適正性の全審査項目は評価レベル4となり、全体的に市の要求水準を上回っており、十分な能力を有していることが認められた。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人八幡民生事業協会を指定管理者候補に選定した。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・平成17年度から長年にわたって指定管理者として、八幡母子寮の管理・運営を行っている実績から、施設の設置目的及び母子家庭の現状や必要な支援をよく理解しており、しっかりした運営方針に基づき、入所者の自立に向けた支援を行っている。
- ・施設長自らが、SEP（自尊感情回復プログラム。自己肯定感を回復するための学習トレーニング）を習得、実施するなど、入所者の自立に必要な就業に向けた支援に力を入れており、熱意が感じられる。
- ・母子生活支援施設を63年経営している実績があり、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等の資格を有する職員について、配置基準を超えて配置している。
- ・入所者が退所した後も電話や来所にて、仕事や人間関係等に関する様々な生活上の相談を受け付けるなど、アフターケアに努めている。

8 提案額

- | | |
|--------|----------|
| ・令和2年度 | 72,233千円 |
| ・令和3年度 | 73,440千円 |
| ・令和4年度 | 74,861千円 |
| ・令和5年度 | 75,376千円 |
| ・令和6年度 | 76,625千円 |